

辰野都市計画

(辰野町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

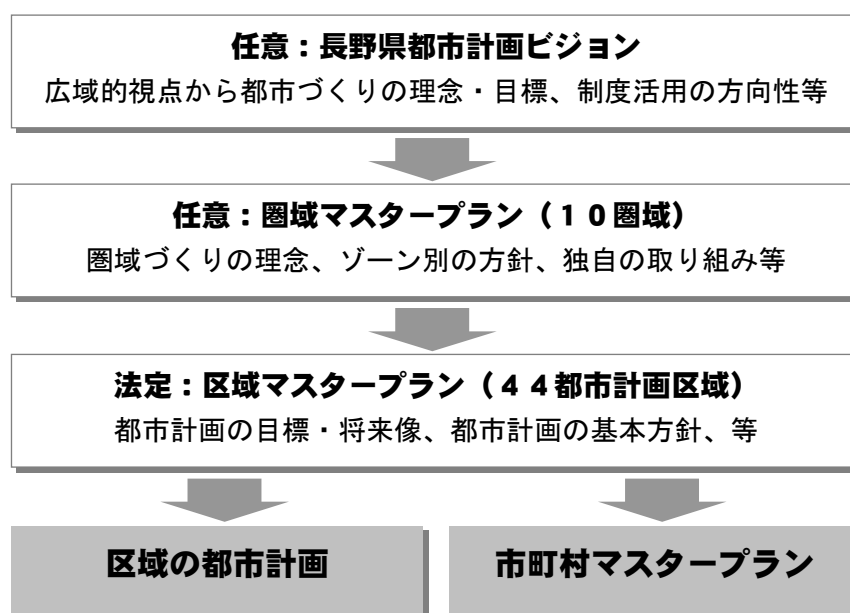
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【策定の経緯】

辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 23 年 10 月 6 日（木）から 平成 23 年 10 月 28 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 23 年 10 月 29 日（土）	公述申出なしにつ き中止
関東地方整備局長事前協議	平成 23 年 12 月 2 日（金）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 23 年 12 月 26 日（月）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 23 年 12 月 26 日（月）	
市町村意見聴取回答	平成 24 年 1 月 18 日（水）	
計画案の公告 計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 1 月 10 日（火） 平成 24 年 1 月 10 日（火）から 平成 24 年 1 月 24 日（火）まで	意見書提出なし
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 2 月 9 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 24 年 2 月 21 日（火）	
国土交通大臣同意	平成 24 年 2 月 23 日（木）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 24 年 3 月 15 日（木）	

変更理由書

「辰野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年3月の策定以降、約8年が経過したところです。

今般、平成19年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

目 次

	頁
辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更.....	1
1. 都市計画の目標.....	1
1-1 都市計画区域の範囲と目標年次.....	1
1) 都市計画区域の範囲.....	1
2) 目標年次.....	1
1-2. 都市づくりの基本理念.....	2
1) 都市づくりの基本理念.....	2
1-3. 地域毎の市街地像.....	3
1) 地域毎の市街地像.....	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	4
2-1. 区域区分の決定の有無.....	4
2-2. 区域区分の方針.....	5
1) おおむねの人口.....	5
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	6
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	6
1) 主要用途の配置の方針.....	6
2) 土地利用の方針.....	7
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	10
1) 交通施設の都市計画の決定の方針.....	10
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....	12
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	12
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	12
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	13
1) 基本方針.....	13
2) 主要な緑地の配置の方針.....	13
3) 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	15
計画付図	
1. 都市構造図.....	16
2. 都市施設等配置図.....	17

辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、辰野都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

1-1 都市計画区域の範囲と目標年次

1) 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称 : 辰野都市計画区域
対 象 市 町 村 : 上伊那郡辰野町
範 囲 : 上伊那郡辰野町の一部

2) 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 平成 42 年
都市施設などの整備目標 : 平成 32 年 (中間年:平成 27 年)

1-2. 都市づくりの基本理念

1) 都市づくりの基本理念

辰野都市計画区域は上伊那地方の最北端に位置し、伊那谷から諏訪盆地、松本盆地への玄関口であり、古来、交通の要衝として重要な役割を果たしている地域である。

上伊那圏域全体の基本理念は、

「伊那谷らしさを未来へ」

～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～

としつつ、本区域の将来像は、

「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」

とする。

その実現をめざす骨子（施策の方針等）は次のとおりとする。

(1) うるおいと安らぎに満ちた環境共生都市づくり：自然に対する方針

伊那谷の景観を代表する雄大な森林地帯と広大な田園地帯の保全とともに、市街地内の緑化の推進や集落内等の郷土色に満ちた家並みの形成など、地域性豊かな自然的利用地と暮らしの場との環境的・景観的な調和による、うるおいと安らぎに満ちた環境共生都市の創造をめざす。

また、温室効果ガスの排出削減等を図り、持続可能な低炭素都市づくりをめざす。

(2) ふれあいともてなしの心が支える快適生活都市づくり：生活に対する方針

圏域特有の歴史・伝統や気候・風土に生まれ、培われてきた、人と自然、あるいは人と人との出会い、ふれあいの場として、社会基盤施設整備の促進や防災・防犯対策の充実などによる社会的環境の改善、向上などに努め、誰もが安心していつまでも暮らし続けたいような、ふれあいの大切さやもてなしの心が支える快適生活都市の実現をめざす。

また、地震や風水害などの自然災害による被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフト両面からの対応を進め、災害に強い都市の実現をめざす。

併せて、すべての人が安全・快適で健やかな生活を営むことができるよう、徒歩、自転車利用の環境整備や公共交通機関等の利便性を高め、集約型都市構造の実現をめざす。

(3) 魅力と活力があふれる持続的発展都市づくり：産業に対する方針

地域的な既存資源である自然的環境を活かした環境教育や体験学習などの新たな機能の導入・強化など、時代的な潮流に応じた農林業経営の多面化・多機能化を図るとともに、商業、工業、観光・レクリエーション産業などの各産業にふさわしい立地環境を整えながら、これら地域特性を活かした各種地場産業の機能連携の強化などにより都市全体としての魅力を拡大し、地域に関わる人々の活力にあふれた持続的発展都市の実現をめざす。

(4) 役割分担と機能連携で築いていく広域連携都市づくり

都市を構成する各市町村特有の歴史・伝統や気候・風土に応じた地域的な役割を十分尊重しつつ、これからも担うべき役割とともに、その機能的な連携の強化により、個性豊かな複数の市街地が連担する圏域特性を活かした広域連携都市の実現をめざす。

1-3. 地域毎の市街地像

1) 地域毎の市街地像

(1) 山岳地域

山岳地域については、まとまりある規模の山林が持つ重要かつ多様な機能の継承をめざし、自然環境の保全に努めると同時に、広域的な観点からみた圏域の魅力の向上をめざし、レクリエーション的な有効活用の促進に努める。

(2) 里山地域

人々の身近な緑地である里山地域については、地域的な文化や風土に培われた伝統的な里山景観の保全に努めると同時に、日常的な暮らしに溶け込んだ自然環境との共生の場として、学習機能やレクリエーション機能の導入、あるいは、その受け入れ体制の拡充などにより、多目的型森林への移行・育成に努める。

(3) 集落等

既存集落等については、周辺農地と一体となり形成されてきた風土的な集落景観を保全すると同時に、周辺農地と調和を図りつつ、市街地内とは異なる多自然型の環境に位置する住宅地であることに留意しながら、その生活環境の拡充・向上に努める。

(4) 農業地域

農業地域については、集落等と一体的に形成されてきた風土的な景観の保全に努めるとともに、「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、農業生産を担う基盤としての農用地の保全を図る。

(5) 中心市街地

中心市街地等については、高齢社会の進行など将来的な社会経済情勢を見据えた街中での安全性・快適性の向上を図り、従来から担ってきた都市の中心部としての役割である地域に暮らす人と人、あるいは域外から訪れる人との出会い・ふれあい・交流機能などの強化・促進に努める。

(6) 市街地地域

市街地地域については、住居系用途と産業系用途の区分など、それぞれの利用形態や立地環境にふさわしい土地利用や建物用途の適正化・純化とともに、市街地内全体に対する周辺環境と調和した景観形成に努め、さらに、市街地としての魅力を高める社会基盤施設の整備を促進し、より良い生活・産業環境の改善に努める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1. 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

① 県による同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性を低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・市街地（用途地域）内の人口減少数よりも市街地外の人口減少数の方が少ない。
- ・市街地外での農地転用状況をみると長野県の平均よりも小さいことから、市街地外への宅地化の拡散の傾向が見られない。
- ・人口は減少しており、2・3次産業従業者数も減少している。
- ・市街地内の道路面積率は住宅地における標準的な目安より小さく、計画的な市街地整備の必要性がある。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外のうち、まとまりのある優良農地・森林等は農業振興地域の整備に関する法律に定められた農用地区域、森林法に定められた地域森林計画対象森林、保安林等他法令によって指定されている。

また、辰野町が制定した「辰野町環境基本条例」などにより規制・誘導を行ってきており、今後もこの方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

③ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、①では区域区分の必要性が低いと判断され、また②に示す地域特性を踏まえ、区域区分以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで区域区分以外の都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現が可能と判断し、区域区分を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

2-2. 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくり実現に向け、今後の人口について、以下のとおり参考表記する。

1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を、次のとおり想定する。

表-1. おおむねの将来人口

年次 区分	平成17年 (基準年)	平成27年 (中間年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口	18.2千人	おおむね 16.9千人	おおむね 16.0千人

(注) 平成17年基準年人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27・32年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

(1) 住宅地

① 市街地地域

既に宅地化が進んでいる一般国道 153 号西側及び当該地域北部については、自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

辰野町役場周辺や商業地周辺については、住工混在型土地利用の解消に努めるため、必要に応じて用途地域の変更も検討し、多様な都市機能の集積を活かした利便性の高い中低層住宅地の形成を図る。

一般国道 153 号や主要地方道下諏訪辰野線他、幹線道路沿道部については、周辺住宅地の居住環境に十分留意しながら、沿道型住宅地の形成を図る。

② 東部地域

赤羽地区については、自然環境や田園風景等の保全に留意し、都市基盤施設の整備とともに秩序ある土地利用を推進し、良好な居住環境を有する農村型住宅地の形成を図る。

③ 西部地区

J R 飯田線羽場駅周辺や一般国道 153 号、一般県道与地辰野線をはじめとする幹線道路沿道の集落等については、周辺環境との調和に留意し、中央自動車道伊北インターチェンジにも近接し、恵まれた交通特性を活かした生活利便性の高い居住環境の形成を図る。

また、市街地地域北端部隣接地については、新たな住宅需要に対する受け皿として、計画的な宅地化を進める。

④ 北部地区

社寺林や屋敷林などとともに、宿場町としての面影を色濃く残す歴史的・伝統的建造物等が連担する小野・川島地区の集落については、これら地域環境の保全を原則とし、地域特性にふさわしい街並み景観の向上に努めながら、良好な集落環境の形成を図る。

(2) 商業地

J R 中央本線辰野駅から辰野町役場にかけての地域は、必要に応じて用途地域の変更も検討し、居住機能も取り込みながら商業機能の強化・拡充を進める。

また、この商業地に連担する下辰野・宮木・平出地区の商業地については、相互連携による一体性の向上に努め、回遊性のある商業地の形成を図る。

(3)工業地

①市街地地域

住工混在を解消し秩序ある市街地内土地利用を実現すべく、J R 飯田線宮木駅東側の天竜川沿いに流通・工業系施設の集積を図る。

②西部地域

中央自動車道伊北インターチェンジに隣接する北沢工業団地は、道路や企業用地内の緑化などによる環境対策をさらに進めつつ、広域交通利便性を活かした生産活動拠点の拡充を図る。

また、市街地地域に近接する新町工業団地については、今後も良好な環境を有する工業集積地の形成を図る。

2)土地利用の方針

(1)土地の高度利用に関する方針

①中心市街地の活性化

中心市街地は、広域からの集客機能の強化を目的とした都市内交通体系の拡充とともに、きめ細かなまちづくりを計画的に推進するため、地区計画制度等の活用を図り、歩行者系移動環境の改善、空店舗等を活用した、ふれあい・交流施設、あるいは共同駐車場等への転用他、既存資源を利用した社会基盤施設の拡充を図る。

また、これと同時に、「市街地総合再生計画」を策定するなど、ハード・ソフト両面からの総合的・計画的な施策の展開により、地域特性とともに高齢社会にふさわしい安全性・快適性・利便性を備えた人々の交流拠点としての魅力を高め、その活性化に努める。

さらに、このような都市的機能の強化と同時に、商業地域等としての良好な生活利便性を活かし、高齢者や若年者世帯向け住宅などの集合住宅等の立地誘導を図り、定住人口の増加対策にも努める。

②幹線道路沿道の環境整備

大型の商業・サービス施設や業務施設などの集積が進む幹線道路等沿道部については、地区計画等、建物用途の規制が可能な都市計画制度の導入など、地域社会にふさわしい施設の立地誘導策を確立し、農業関連施策等との調整を図りつつ、良好な市街地環境の形成に努める。

③都市基盤施設の整備

高齢社会の進行を見据えた居住者等の生活利便性や快適性の向上及び大規模災害時における地域的対策の充実などを図るため、狭隘道路の解消や都市公園の計画的な配置など、面的な市街地環境の改善・向上が期待し得る土地区画整理事業や地区計画制度などの都市計画制度を活かしながら、各種都市基盤施設の整備を推進する。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

住工混在地区等については、工場等による居住環境への支障と同時に、住宅に近接した雇用・就労の場であることにも十分留意しつつ、業種・業態や規模、周辺環境への影響度などを踏まえながら、特別用途地区制度や地区計画制度など、建物用途の規制・誘導が可能となる都市計画制度の導入を見据えつつ、土地利用の整序・純化を図り、都市環境の改善・健全化に努める。

また、用途地域での規制に加え、さらに、きめ細かな土地利用誘導策として、土地区画整理事業や地区計画制度などを積極的に活用し、土地利用に応じた良好な都市環境の創出に努める。

(3) 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業地域は、「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、今後とも優良な農地として保全する。また、開発許可制度、特定用途制限地域制度、建築形態規制（容積率制限や建ぺい率制限）の強化・見直しなど、都市計画制度の導入等も含め、無秩序な市街化・宅地化の進行を抑制しつつ、広域的に共通する環境・景観保全条例等の制定なども視野に入れながら、まとまりある規模での保全に努める。

耕作放棄地については、耕作放棄地解消計画に基づき解消に向けた取組を推進するとともに、都市と農村の交流の場としての利用を図るなど、多様な活用方策を推進し、有効活用に努める。

(4) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害のおそれのある地域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定することにより、適切な土地利用を図る。

(5) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

① 山岳地域

山岳地域の大半を占めている森林は、森林法や県立自然公園条例などに基づきながら樹木の健全な育成を図り、広域的に共通する環境・景観保全条例等の制定なども視野に入れながら、まとまりある規模での自然環境保全に努める。

なお、国指定天然記念物である枝垂栗の自生地や、しだれ栗森林公園などを含む塩嶺王城県立自然公園や風光明媚な横川溪谷などの既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能強化を図る。

② 里山地域

里山地域は、森林法に基づく林地開発許可制度の運用の他、緑地保全地域の指定等、都市計画制度の導入により、幹線道路等沿道部を中心とする無秩序な施設立地や森林の開発を抑制しつつ、広域的に共通する環境・景観保全条例等の制定なども視野に入れながら環境及び景観の保全に努める。

また、ほたるの名所である松尾峡やかやぶきの館などの既存施設に、天竜川をはじめ飯沼川、横川川や小横川などの河川空間を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交

通サービスの機能強化などをにらみつつ、その立地特性を活かした保健文化機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携をめざす。

さらに、それを踏まえて、森林体験や環境学習の場、グリーンツーリズムの場、生物多様性の保全・再生の場などとして、自然と人が共生する多目的・多機能型森林地帯の形成を図る。

(6) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

一般国道 153 号をはじめとする幹線道路沿道部や中央自動車道伊北インターチェンジ周辺部など、交通便利性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既にも実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観性などからもみだ地域にふさわしい良好な都市環境の維持・向上をめざす。

このため、地区計画や特定用途制限地域の指定など、立地特性に応じた都市計画制度等の導入による総合的かつ計画的な土地利用転換に努める。

既成市街地に近接し、都市内幹線機能を担う主要地方道伊那辰野停車場線が縦貫していることなどより宅地化が進行している赤羽地区については、特定用途制限地域の指定など、立地特性に応じた都市計画制度の導入による総合的かつ計画的な土地利用転換に努める。

JR 中央本線の駅前周辺部を中心に市街化が進む小野地区や川島地区などについても、特定用途制限地域の指定や景観育成住民協定の締結など、地域特性に応じた都市計画制度他の導入などにより、地域にふさわしい良好な都市環境の形成に努める。

用途地域外の白地地域建築形態規制においては、基本的に農業等との健全な調和と豊かな自然環境との調和を図りながら、適切に規制・誘導する。具体的には、用途地域に隣接する区域やさらにその周辺地域については、その地域の土地利用を想定した容積率・建ぺい率・斜線制限とする。

3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 交通体系の整備の方針

当地域の主要な交通手段は自動車であり、既存道路の改良とともに広域的な連絡強化と都市内道路の快適性向上が求められる。特に当地域は交通の要衝で、道路・鉄道ともに、伊那谷から岡谷・諏訪地域、松本・塩尻地域への玄関口であり、広域的な交通網をにらんだ整備が求められる。

中央自動車道が広域連携軸としての役割を担っていることを踏まえ、伊那谷を縦貫して松本・塩尻地域へと接続する一般国道 153 号、伊那谷と岡谷・諏訪地域とを結ぶ主要地方道下諏訪辰野線及び諏訪辰野線、並びに伊那谷の南北交通軸を形成する同伊那辰野停車場線、一般県道与地辰野線の機能強化に努める。

また、中央自動車道伊北インターチェンジや駅前広場などの交通結節点及び地域の中心部や主要な広域的施設、観光・レクリエーション施設、広域避難地などを有機的に連携する都市内交通体系の拡充（特に、南北交通軸を連絡する東西連携機能）を図る。

これら広域幹線的な道路機能を補完し、生活や産業を支える既成市街地内等の都市計画道路については、見直しを行ったうえで、整備の促進に努め、道路網体系の整備により、交通利便性を高めるとともに、温室効果ガスの排出量削減を図り、低炭素都市づくりをめざす。

また、自動車利用者への対応が遅れ気味である中心市街地については、ユニバーサルデザインの導入や辻広場等の確保による歩行者系移動者の安全性、利便性、快適性の改善・向上とともに、共同駐車場等の整備を図り、さらに、円滑な交通処理を確保するための路線バス停車スペースの確保などによる公共交通機関の機能強化を図り、総合的な交通体系の拡充に努める。

② 整備水準の目標

■ 道路

都市計画道路の見直しを行ったうえで、優先的に整備すべき骨格を成す道路の整備を行い、交通処理機能の強化を図ると同時に、高齢社会の進行を見据えた歩行者移動空間のユニバーサルデザインの導入や地域の風土になじんだ樹種による緑化など、道路景観の演出などにも配慮する。

*ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画しようとする考え方。

■ 駅前広場

J R 中央本線辰野駅前、都市計画道路の見直しと平行して、計画の見直しを行う。

■ 駐車場

駐車需要の高い下辰野商店街については、収容台数 120 台の公共駐車場が整備済みであるが、将来的にも適正な規模の確保をめざす。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

■ 主要幹線道路

県内外の圏域間を結ぶ広域的な交通、物流等の円滑な流れを担う道路、広域環状道路として市街地形成に寄与する道路、地域の振興、観光利用等の推進を図るための道路を主要幹線道路として位置付け、地域交通の利便性の向上、機能強化を図る。

- ・ 中央自動車道
- ・ 一般国道 153 号
- ・ 主要地方道 伊那辰野停車場線
- ・ 主要地方道 下諏訪辰野線
- ・ 主要地方道 諏訪辰野線

■ 幹線道路

主要幹線道路を補完し、周辺区域との交通や区域内を連絡し、都市構造の骨格形成を担う道路を幹線道路と位置付け、区域交通の利便性の向上、機能強化を図る。

- ・ 都市計画道路 3・4・1 号 辰野宮木線（主要地方道下諏訪辰野線）
- ・ 都市計画道路 3・5・13 号 上辰野線
- ・ 主要地方道伊那箕輪線

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設等は、次のとおりとする。

表－2. おおむね 10 年以内に整備を予定する施設

種 別	名 称 等
道 路	・ 主要地方道伊那辰野停車場線 ・ 主要地方道伊那箕輪線 ・ 都市計画道路 3・4・3号 神戸宮所線(一般国道 153 号)

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 下水道及び河川の整備の方針

これからの市街化の動向等を見据えつつ、河川等の水質保全とともに生活環境の改善を図り、健全な都市環境の形成を図る。

また、降水時の雨水等の流出を抑制し、災害の発生を未然に防止すべく、森林や農地の保全を含む総合的な流出抑制策を講ずる。

■ 下水道

下水道施設については、公共下水道事業をはじめ浄化槽の設置などもあわせ、その普及率の拡大に努める。

■ 河川

河川については、流域内の土地利用の動向、地域社会と河川との関わり、市街地での水害に対する安全確保の状況等を踏まえた治水対策を進める。

② 整備水準の目標

■ 下水道

計画区域内の面整備の完了に伴い、公共下水道事業認可計画の見直しを行い、住環境の向上を図る。

■ 河川

河川については、一級河川の治水機能の向上をめざすとともに、その他河川を含め、親水性の向上と周辺環境と調和した多自然川づくりに努める。

(2) 主要な施設の配置の方針

■ 下水道

下水処理施設長寿命化計画を策定し、年次計画に基づき設備等を更新する。また、下水道管渠耐震化基本計画に基づき、重要管路の耐震化を促進する。

■ 河川

一級河川については、河川の適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力などに努め、民生の安定を図る。

また、河川整備計画に基づいて、治水安全度の向上に努める。

3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

辰野駅前地区は、昭和40年に土地区画整理事業の施行区域に都市計画決定されてから長年にわたり事業が施行されていない状況となっており、当該地区の課題も鉄道駅の交通結節点機能の強化から生活環境の改善へと変化してきている。

駅前広場と生活環境の改善、防災面の改善などについて、地区住民の意向を把握しつつ十分な議論を踏まえたまちづくりを計画的に進める。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

上伊那圏域は、2つのアルプスをはじめとする山岳地域と天竜川に面して広大な広がりを持っている農業地域とにより、特徴的な自然的環境を有している。

これら自然的環境を形成する緑地や公園は、圏域あるいは各都市のなかで、環境保全機能をはじめ、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能など、立地特性や利用特性に応じた様々な役割を担っている。

よって、これら自然的環境資源については、期待する機能ごとに系統化して捉え、各機能のより効果的な活用に努めるとともに、本区域全般の自然的環境について生物多様性の保全を図り、人と自然が共生する都市づくりをめざす。

【緑地の確保水準目標】

- ・都市にうるおいやすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林地帯の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。
- ・市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉えた環境整備を図る。
- ・天竜川や横川川、小横川川などの主要な河川については、治水機能にも十分留意しながら、親水性の向上に努める。

表-3. 緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 平成 32 年	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約 30% (約 130ha)	約 30% (約 2,310ha)

表-4. 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市計画区域人口 1人当たり目標水準	現状(平成 17 年)	平成 32 年
	17 m ² /人	23 m ² /人

2) 主要な緑地の配置の方針

(1) 環境保全系統

① 森林地帯

本都市外縁の森林地帯は、伊那谷らしさを象徴する骨格的緑地として位置づけ、動植物の生息・生育地や都市的活動による環境負荷を軽減する場など、その存在機能を将来的にも保持・継承すべく、保全に努める。

② 天竜川・横川川他、河川沿い

天竜川や横川川などの主要な河川及びその周辺は、緑とともに都市にうるおいを与える水と緑の環境軸として位置づけ、緑の拠点等を効果的に連携するネットワークの形成に努める。

③ 集落・農業地帯

集落内の屋敷林や段丘崖緑地及び農業地帯は、森林地帯と一対として伊那谷らしさを象徴する自然的環境地帯として位置づけ、耕作放棄地等の有効利活用を含め、その保全、多機能化を図る。

(2)レクリエーション系統

①市街地及び東部地域

市街地内については、近隣住民の憩いとふれあいの場であるとともに、開放空間の確保による居住・就業環境の向上などを期待し得る都市公園等を計画的に配置する。

また、市街地部に近接する東部地域については、天竜川や平地林等を活かしながら荒神山公園やほたる童謡公園、ふくじゅ草の自生地など、緑の拠点を有機的に連携する水と緑のネットワークの形成に努める。

②西部地域

中央自動車道伊北インターチェンジに近接した、優れた交通利便性を有している西部地域については、広大な田園地帯を活かした市民農園や体験学習施設など、観光・レクリエーション機能の導入を見据えた多機能農業地帯の形成をめざす。

③北部地域

上伊那圏域をはじめとする地域住民の憩いの場として根づいている塩嶺王城県立自然公園内のしだれ栗森林公園は、周辺施設等との連携（ネットワーク）強化を見込みつつ、緑の拠点として位置づける。

また、JR中央本線信濃川島駅から横川溪谷に至る地区については、信州たつのふる里農村公園など既存の緑の核的施設とともに、横川川を含む良好な集落景観を活かしながら線状に連なるレクリエーション地域としての整備をめざす。

(3)防災系統

①市街地地域

市街地内については、大規模災害時における災害対策機能（一次避難地や広域避難場所等）にも十分留意しつつ、都市公園等の災害対策機能の強化を図る。

また、歩行者等に対する移動快適性の向上とともに、市街地内環境の向上や市街地における骨格的な開放空間としての風格ある景観の創出、さらに、大規模火災時などにおける延焼遮断機能なども考慮し道路の緑化に努める。

②森林地域

がけ崩れ等、山岳地形の崩壊はもとより、降水時等における河川への負担を軽減する貯水機能も確保するため、間伐等の手入れが遅れ荒廃のおそれがある森林も含め、よりまとまりある規模での樹木の保全に努める。

(4) 景観構成系統

① 山並み景観

雄大な景観を有する森林地帯は、本都市及び上伊那圏域の骨格的な景観資源であることから、レクリエーション機能や防災機能なども勘案しながら、地域性豊かな自然景観の保全に努める。

② 田園等の景観

農業地域は、森林地域や里山地域とともに、古くより受け継がれてきた地域を象徴する景観であることから、観光・レクリエーション機能の導入などによる多機能化と調整を図りながら、郷土的景観の保全に努める。

③ 水辺の景観

河川については、多自然川づくりに配慮した改修事業などにより、親水性の確保と同時に、周辺環境・景観との調和に努める。

④ 街並み景観

市街地等については、緑化協定や景観育成住民協定などの締結を視野に入れつつ、都市公園や道路緑化などを活かしながら、周辺環境と調和したうまいのある街並み景観の創出・維持に努める。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

(1) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

主要な公園については、都市計画施設として適正に配置し、整備を図る。

(2) 緑地保全地域等の指定目標及び指定方針

主要な緑地については、適正な指定を行い、保全を図る。

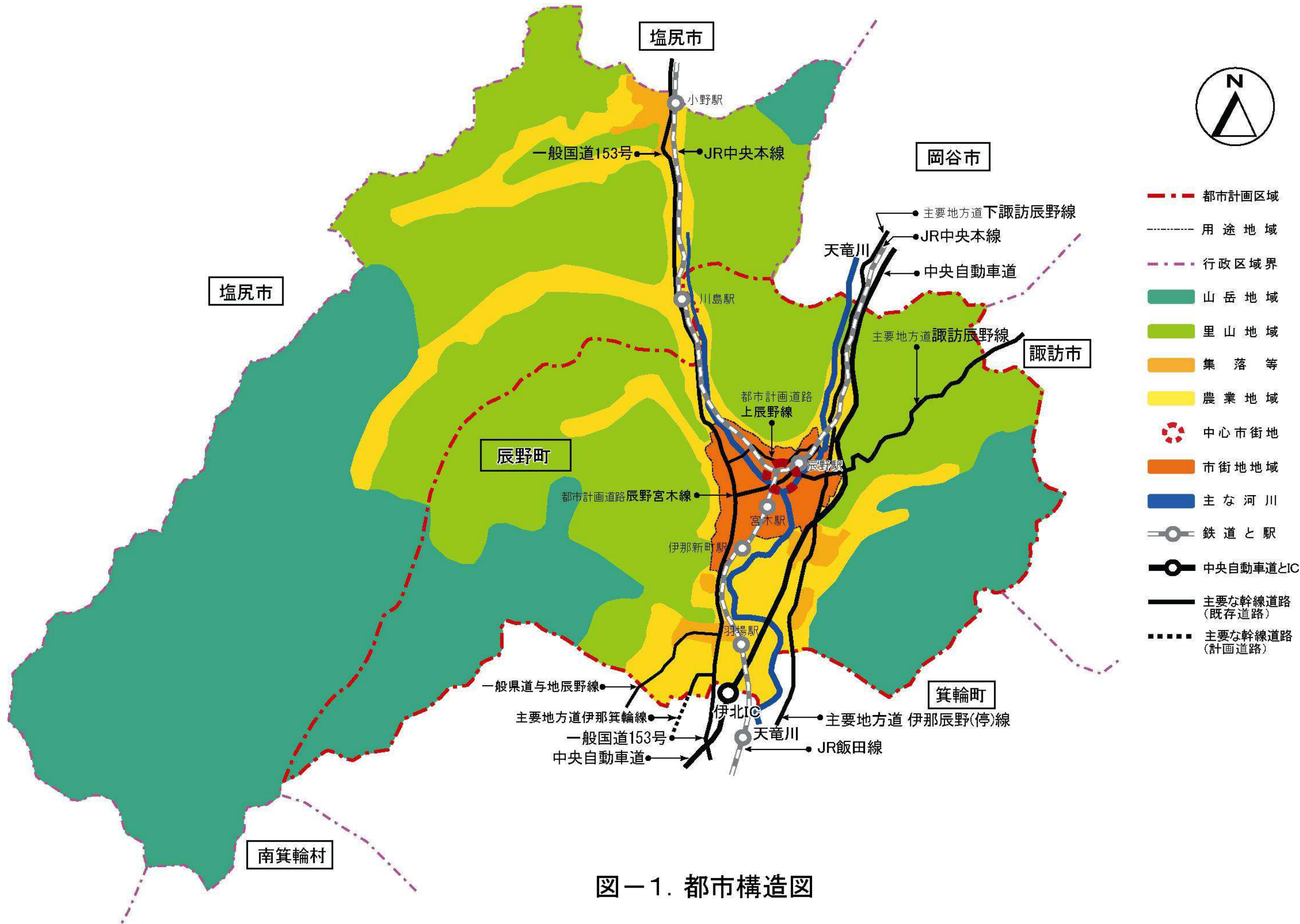


図-1. 都市構造図

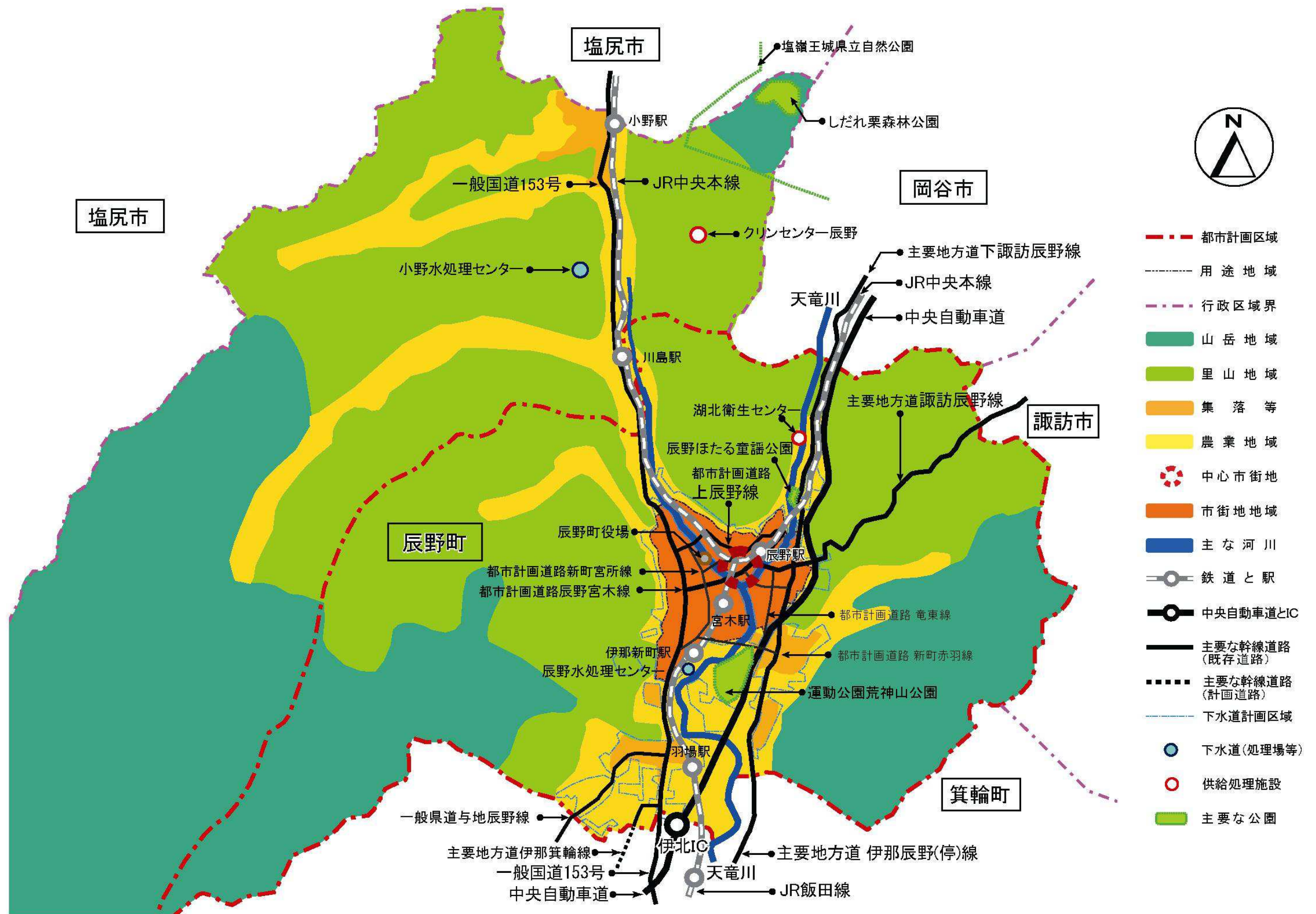


図-2. 都市施設等配置図

**辰野都市計画（辰野町）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成24年3月発行

○長野県伊那建設事務所整備課

〒396-8666 長野県伊那市荒井3497番地

TEL 0265-78-2111

FAX 0265-76-6850

E-mail inaken-seibi@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp